

ルミナス学院

介護福祉士実務者研修

規則

## ルミナス学院 介護福祉士実務者研修 規則

### (設置目的)

第1条 社会福祉法人 あけあい会は、通信手段を有効活用した通信教育で、介護福祉士実務者研修を行うことにより、専門的知識・技能と態度を養うと共に豊かな人格を育て、社会福祉事業の従事者として有為な職業人を養成することを目的とする。

### (名称、位置、修業年限、定員、学級数、課程)

第2条 名称、位置、修業年限、定員、学級数、課程は次のとおりとする。

名称	社会福祉法人あけあい会 ルミナス学院 介護福祉士実務者研修 (以下「ルミナス学院」という。)
位置	三重県津市安濃町東観音寺353番地
修業年限	7ヵ月・1年・2年
定員	1220名
学級数	26学級
課程	通信課程

※ 休学期間を含め2年を超えて在籍することはできない

### (学期)

第3条 学期は、1学期制とする。

### (在学期間)

第4条 在学期間は、有資格者は4ヵ月から2年間以内、無資格者は7ヵ月から2年間以内とする。

2 前項にかかわらず、過去に次の研修を受講している者については、既に取得した履修科目が免除されることから、受講期間を1ヵ月から4ヵ月で修了できることとする。

1 訪問介護員養成研修（1～3級） 2 介護職員初任者研修 3 介護職員基礎研修 4 喀痰吸引等研修 5 その他、上記に掲げる課程に準ずる課程

3 受講期間が1ヵ月から4ヵ月または7ヵ月で履修すべき科目が終了できなかった学生は、在学期間を延長することができる。

4 延長した学生は、終了した月末で卒業することができる。

この場合、在籍管理料として修了できない科目の料金を徴収する。

(教職員)

第5条 教職員は、次の通りとする。

- 1 主任教員 1名
- 2 教員 23名

(履修方法)

第6条 授業は、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)等に規定される印刷教材等による通信授業及び面接授業によって行う。

- 2 通信授業は、教材及び学習指導書を配布又は配信し、設題解答、添削指導、質疑応答、その他の方法によって行う。
- 3 設題に対しては、所定の期間内に提出しなければならない。
- 4 面接授業によって行う科目については、別に定める。
- 5 面接授業は、社会福祉法人あけあい会の施設、他法人の施設、自治体の施設等にて、必要に応じて随時設置する。

(履修科目)

第7条 履修科目及び受講時間数は、別表1に定める。

但し、地域の団体等で実施されている研修で、一定の内容・質・時間数が確保されているものとして、あらかじめ厚生労働省に届け出て受理された研修を修了した者で、当該研修を修了したことを証する書類(研修修了証など)の写しを提出した者においては、実務者研修の相当する科目について、当施設での履修を免除する。

また、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目(実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目)を修了して、中途退学した者で、当該学校又は施設における科目修了を証する書類を提出した者は、実務者研修の相当する科目について、ルミナス学院での履修を免除する。

(入学時期)

第8条 入学時期は、4月、6月、9月及び2月とする。

(入学資格)

第9条 入学できる者は、介護福祉士国家試験の受験予定者とする。

(入学者選考)

第10条 入学願書及び志望理由書により選考を行う。

- 2 選考の結果は、書面により通知する。

(入学手続き)

第11条 合格した者は、所定の手続きを行い、入学金を納付しなければならない。

- 2 所定の手続きを行い入学金を納付した者は、入学を許可する。

(退学)

第 12 条 退学しようとする時は、別に定める退学願書をルミナス学院に提出し、その許可を受けなければならない。

(休学)

第 13 条 学生が休学しようとする時は、別に定める休学願書をルミナス学院に提出し、その許可を受けなければならない。

2 心身の故障のため、長期の休養を要すると認められる時、ルミナス学院は休学を命ずることができる。

3 休学は、1 年以内とする。

(復学)

第 14 条 休学中の学生が復学する時は、別に定める復学願書をルミナス学院に提出し、その許可を受けなければならない。

(卒業)

第 15 条 別表 1 に定める科目のうち、厚生労働省が指定した科目の受講を修了し、学院が認めた学生に、厚生労働省の定める介護福祉士実務者養成事業修了証書を交付する。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第 16 条 それぞれの科目について問題の提出を課す。問題は、採点し講評をつける。

優 . . . . . 90 点以上  
良 . . . . . 80 点から 90 点未満  
可 . . . . . 70 点から 80 点未満  
不可 . . . . . 70 点未満

2 面接授業時間数の 3 分の 2 以上の出席者に対し、面接授業では、利用者の状況に応じた、根拠に基づく介護技術があるかどうかを、技術演習、評価項目、口頭試問等により、網羅的に知識・技術进行评估する。

また、面接授業最終日に、知識等の取得度認定試験を行い採点し評価する。

但し、介護職員基礎研修修了者は除く。

優 . . . . . 90 点以上  
良 . . . . . 80 点から 90 点未満  
可 . . . . . 70 点から 80 点未満  
不可 . . . . . 70 点未満

3 70 点未満の学生は、課題の再提出及び再評価を行う。

但し、再評価は、つぎのとおりとする。

可 . . . . . 70 点以上  
不可 . . . . . 70 点未満

- 4 全ての科目の提出物が指定する日までに提出され、面接授業時間数の3分の2以上の出席者で、評価が可以上及び医療的ケアの演習を修了した学生については、課程の修了の認定をする。  
なお、最終日認定試験において不可となったものについては、再試験を行う。

(入学検定料)

第17条 入学検定料は、徴収しない。

(入学金)

- 第18条 入学金は、別表2に定める金額を指定の期日までに納付しなければならない。
- 2 入学金を納めない者は、合格を取り消すものとする。
  - 3 一旦納入した入学金は、原則として返還しない。

(授業料)

- 第19条 授業料は、別表3に定める金額を指定の期日までに納付しなければならない。
- 2 授業料を指定の期日までに納めない者は、入学許可を取り消すものとする。
  - 3 一旦納入した授業料は、原則として返還しない。

(除籍)

- 第20条 ルミナス学院は、学生が次の事項に該当した場合、除籍をすることができる。
- ① 死亡が確認された場合
  - ② 行方不明になった場合
  - ③ 休学期間満了後も復学ができない場合

(賞罰)

- 第21条 ルミナス学院は必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。
  - 3 前項の退学は、次の各号に該当する者に対して行う。
    - ① 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
    - ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
    - ③ 正当な理由がなく出席状況の極めて悪い者
    - ④ 学校の秩序を乱し学生の本分に反した者

(研修事業中止時の対応)

第22条 申込者が5名に満たないコースが発生した場合には、研修事業を中止とする。

この場合、受講申込者に中止の旨を連絡するとともに、振込み手数料と振込みされた全額を返金する。

附則

平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

科目	時間数	介護職員 基礎研修	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			認知症実践者研修	喀痰吸引等研修
				1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5						5	5
社会の理解Ⅰ	5						5	5
社会の理解Ⅱ	30		30		30	30	30	30
介護の基本Ⅰ	10					10	10	10
介護の基本Ⅱ	20		20			20	20	20
コミュニケーション技術	20		20		20	20	20	20
生活支援技術Ⅰ	20						20	20
生活支援技術Ⅱ	30					30	30	30
介護過程Ⅰ	20					20	20	20
介護過程Ⅱ	25		25		25	25	25	25
介護過程Ⅲ	45		45	45	45	45	45	45
発達と老化の理解Ⅰ	10		10		10	10	10	10
発達と老化の理解Ⅱ	20		20		20	20	20	20
認知症の理解Ⅰ	10				10	10		10
認知症の理解Ⅱ	20		20		20	20		20
障害の理解Ⅰ	10				10	10	10	10
障害の理解Ⅱ	20		20		20	20	20	20
こころとからだのしくみⅠ	20					20	20	20
こころとからだのしくみⅡ	60		60		60	60	60	60
医療的ケア	50	50	50	50	50	50	50	
受講時間数	450	50	320	95	320	420	420	400
医療的ケア演習	喀痰吸引：口腔・鼻腔・気管カニューレ内部 それぞれ5回以上 経管栄養：胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養 それぞれ5回以上 救急蘇生法演習 1回以上							

別表 2

(単位 円)

	免除なし	基礎研修	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			認知症実践者研修	喀痰吸引等研修
				1級	2級	3級		
受講時間数	450	50	320	95	320	420	420	400
入学金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

別表3

(単位 円)

修了教育内容	必要受講時間数	金額	(一括の場合)
免除なし	450	134,000	
介護職員基礎研修	50	25,000	
介護職員初任者研修	320	95,000	
訪問介護員研修 1級	95	47,500	
訪問介護員研修 2級	320	95,000	
訪問介護員研修 3級	420	125,000	
認知症実践者研修	420	125,000	
喀痰吸引等研修	400	109,000	